

令和 年 月 日

保護者の皆様

多摩市立東寺方小学校

校長 伊藤 智子

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による 出席停止のお知らせ

お子様がインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は学校保健安全法に基づき、医師から登校の許可がおりるまで出席停止となります。

出席停止期間	
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後1日を経過するまで

発症日・登校可能日を受診時に医師に確認するようにしてください。（裏面の出席停止期間例もご参考ください。）

医師からインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断され治癒後、登校する際に、保護者の方が下記の治癒届の必要事項を記入し担任にお渡し下さい。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合は、多摩市使用の登校許可証に医療機関が記入します。

----- キリトリセン -----

（インフルエンザ / 新型コロナウイルス感染症）治癒届

※どちらかに丸をお付けください

令和 年 月 日

東寺方小学校 校長殿

年 組 児童名

保護者名

○期間 発 症 日 月 日

解 熱 日 月 日

登校可能日 月 日

○医療機関名

○インフルエンザの型 _____ 型（※インフルエンザの方のみ回答）

※初回登校日に担任にご提出ください。

印

☆インフルエンザ

***参考 出席停止期間：発症後5日を経過しかつ解熱した後2日を経過するまで**

(2012年4月1日付法令改正)

発熱期間	第0日目 (発症)	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目
2日							登校可能		
3日							登校可能		
4日							登校可能		
5日								登校可能	
6日									登校可能

発熱あり

発熱なし

※1日の中で発熱と解熱をともに認めた日は発熱期間となります。

*インフルエンザが治って登校する際に、インフルエンザ 治癒届を担任へ提出してください。

☆新型コロナウイルス感染症

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日間									
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
6日間									

- 発熱や症状あり…
- 症状回復…
- 登校可能…